

「地域社会に貢献する更生保護」について

《研修のねらい》

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正更生保護法及び更生保護事業法の施行が、本年12月に予定されています。そこで、本研修では、今回の法改正の内容を踏まえた上で、地域にある社会資源についての情報共有や各種関係機関との連携、息の長い支援について話し合い、地域社会に貢献する更生保護を実現していくに当たっての保護司の役割等について考察を深めていただくことを目的とします。

- | | |
|--------------|------|
| I 連絡事項 | 10分 |
| II 講義・グループ討議 | 100分 |
| III まとめ | 10分 |

佐賀保護観察所
佐賀県保護司会連合会
(更) 佐賀県更生保護協会

《はじめに》

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、拘禁刑の創設や被害者等の心情等を踏まえた処遇、刑の執行猶予制度の拡充や刑執行終了者等に対する援助など、社会内処遇を一層充実化させ、立ち直りを後押しして再犯防止を図るための諸制度が導入されました。そして、本年12月に施行が予定されている、改正更生保護法及び改正更生保護事業法では、更生保護に関する地域援助が保護観察所の業務として明確化されます。その趣旨は、対象となる者一人ひとりに「息の長い」支援を確保し、より確実に再犯防止を図るというもので、今後は、刑事手続きの入口段階から出口段階、刑事手続きを終えた後の地域社会に至るまで、切れ目なく、個々のケースを地域の支援に円滑かつ確実につないでいくことや、その支援の実施態勢を構築するための取り組みを更生保護全体で進めていくこととなります。

(1) 『地域社会に貢献する更生保護』の実現に向けた地域援助

保護観察を終了した者や更生緊急保護の期間を経過した者、過去に犯罪・非行をした者のうち、本人たちからの要望等に基づき、本人の再犯防止や改善更生に必要なと思われる保健、福祉、就労等といった各種支援を更生保護関係団体や行政機関、民間の支援機関等と連携して継続的に関わり、直接的又は間接的な援助を行うことで安全安心なまちづくりに貢献していくというイメージです。

～ 保護観察終了後の支援等のイメージ ～

これまで ⇒期間限定

更生緊急保護により住居や就労先等を支援（原則6か月）

改正法施行後 ⇒期間なし

(パターン1) 更生緊急保護により住居や就労先等を支援（原則6か月）
6か月経過後も保護観察所の関与が可能

例えば、医療・福祉機関、行政機関、民間の支援団体などと連携して本人に必要な支援が受けられるよう調整するなど

(パターン2) 数年後も保護観察所の関与が可能

元対象者の要望等に応じて、支援・援助する

例えば、保健所に相談して医療機関につなぐなど

(2) 地域支援ネットワークの構築

「地域社会に貢献する更生保護」を実現するためには、更生保護関係団体だけでなく、行政や医療福祉分野の各種関係機関・団体等との協力及び連携が重要です。また、その実効性を高めるためには、地域にある社会資源の把握や、それぞれの分野の垣根を越えて、地域全体における支援ネットワークを構築することが非常に重要となってきます。

《次のテーマについて、各グループで話し合ってみましょう！》

*グループの作り方

3～5人を1つのグループとして編成する

*話し合いの進め方

自己紹介

進行・書記・発表者を1名ずつ決める

グループディスカッション（10分程度）

意見をまとめる

発表（2～3分程度）

テーマ

①対象者の更生や再犯防止に活用できる地域の社会資源について。

②地方公共団体を始めとする地域の関係機関等と連携する場合の保護司（又は保護司会）の役割について。

③「息の長い」支援を行っていくために保護司としてできること。

(3) まとめ